

牟田事務所 許可通信

<http://mutajimusyo.com> 2018.10

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 法令遵守 個人事業主の建設業許可 依頼増！！

2018年も残すところ3か月足らず。今年は、元請経由で、下請けの個人事業主（一人親方）さんの、建設業許可の依頼がいくつございました。

私たちが、「この許可申請者さんにお会いしたい。」という100%の割合で断られます。元請さんは「わが社と牟田美智代事務所」を進めていこうとされますが、無理です。

元請「あの人に現場あけられたら困るから！代わりに聞いとくわ！なに？資格のこと？」
当所「いえ、本人でないとわからないことがあるので」

元請「なに聞くの？とりあえず教えてよ！」

当所「学校卒業後の就業履歴など…本籍地とか、日本国籍じゃない場合は取り寄せ書類が異なりますし、自己破産経験とか、前科執行猶予とか、暴力団関係者ではないかとか、昨年末の預金残高とか…」 **正直、法人より個人の申請の方が財務諸表・証明関係が難しいです。**

元請「え・・・そんな情報いる？」

当所「私もお会いして、どうしてこのようなことを聞くか説明をしたいと思います」

また、昨年までは「〇月中に許可がいる！」という依頼が多かったのですが、最近では「とりあえず受理印だけ大至急！」という声が多かったです。

それを聞いて、受理印でOK（受理後に許可証到着まで概ね30日）なんて、「寛大な元請さんですね！」と言ったら。

「逆！寛大じゃないですよ！厳しくなったんですよ、今やってるって言い逃れをする建設業者が増えすぎて。」 な～るほど・・・。



法令遵守…本当に？

建設業法をご存知ですか、許可は「専任技術者」がいて一定の基準が満たされれば取得できます。見積もりや契約まではOK。でも実際に施工するとなると、そうです現場には専任技術者と別人の「配置技術者」が必要です。一人親方が配置技術者を雇用しているのでしょうか。

★運送業★

◎集中監査が実施されます…！

10月1日～10月31日まで貨物自動車運送事業者に対して集中監査が行われます。

【集中監査対象事業者】

- ①都道府県公安委員会、労働局等から通報のあった事業者
- ②地方貨物自動車運送事業自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導の結果報告により、法令違反の疑いがある事業者
- ③事故や苦情から法令違反の疑いがある事業者
- ④新規許可した事業者のうち監査を実施していない事業者
- ⑤長期間監査を実施していない事業者

酒気帯び運転・過労運転の防止、健康管理の徹底、運転者に対する指導監督の徹底が図られるように定められてた重点項目です。

【重点項目】

- ①点呼の確実な実施（睡眠不足の確認、アルコール検知器の保守管理等）
- ②運転者の勤務時間及び乗務時間に係る告示の遵守状況
- ③健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険の加入状況
- ④健康診断、適性診断の受診状況
- ⑤運転者に対する指導監督の実施状況
- ⑥運送約款に係る運賃・料金の届出や、許可申請の有無
- ⑦運行管理者講習の受講状況
- ⑧車両の点検・整備の実施状況

監査対象事業者①の労働局等からの通報…労働基準監督署と運輸局はとっても仲良しです。最近では事業所に労働基準監督署の監督官が訪問され、3カ月分の運転日報などを確認される事が本当に頻繁にあります。

適正化事業員による巡回指導時に運輸局から労働局への通報だけでなく、労働基準監督署の監督署が訪問された時に労働局から運輸局への通報もあります…。

ちなみに…去年の集中監査の結果

愛知運輸支局で集中監査が実施された事業者数は22社。

内違反確認事業者数は19社だったそうです…。



働き方改革推進…お困りの際は牟田事務所へご相談ください！



◎夕暮れ時は早めにライトオン！

夏が終わり、次第に日が落ちるのが早くなってきました。

暗くなくても気付いてもらうためにも、早めのライト点灯を心がけましょう。

マニフェストの虚偽記載等に係る罰則が強化されています。

★産業廃棄物★

産業廃棄物管理実務において「マニフェストの運用義務違反」は、もっとも行政処分の対象になりやすい要因です。別の言い方をすると、悪意なく違反をおこしてしまいやすい実務です。

罰則強化の内容は・・・

「6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金」が「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」に引き上げられました。

実際、廃掃法には行政処分の重さまでは規定していませんが、この罰則強化に伴い行政処分も重くなると予想されます。

産業廃棄物処理業者がマニフェストでやってはいけないこと・・・

廃棄物処理法第29条には下記のような罰則が規定されています。

- マニフェストが交付されていない産業廃棄物の運搬を引き受ける。
- マニフェストに虚偽の記載をする。
- 運搬先にマニフェストを適切に回付しない。(収集運搬業者の場合)
- 処理終了後10日以内に、委託者にマニフェストの写しを返送しない。
- マニフェストの写しを5年間保存していない。

運用が誤っていると最終的に「事業の全部停止処分」の対象になります。

これをお読みの事業所様は十分にされていると思いますが、今一度、実務をされている担当者さんへご確認ください。

★古物商法 改正★

インターネットやスマホが普及したことに加え、メルカリ、ヤフオクなどの中古品売買アプリが人気化したことから全国的に古物取引をする方が一気に増加したことが要因です。だれでも取引ができるようになったことで、知らずに無許可営業をしまっているケースもあり逮捕者も出ています。

【改正ポイント】

①都道府県ごとの許可から全国共通の許可へ	複数の都道府県に出店する場合、都道府県ごとに許可を受ける必要があったのが、1か所で許可を受け、他は届出だけでよくなった。
②仮設店舗での営業ができるように	買い取った古物を受取れる場所は営業所かお客さんの家のみだったのが、あらかじめ届け出をすれば仮設店舗で古物を受取ることができる
③簡易取消制度の新設	古物商や営業所の所在を確知できないときは公告+30日経過で許可取り消しができる。
④欠格事由の追加	暴力団員や窃盗罪で罰金刑を受けた者を欠格事由に追加

②～④は平成30年10月24日施行 ①は平成32年4月までに施行

過積載にご注意！

過積載をすると、ブレーキが利かない！カーブが曲がりきれない！そして横転！！そのほか、「タイヤのバースト」「ボルトが折れる」など非常に危険かつ思いがけない出来事が起きます。「過積載は重大事故につながる」

過積載ってわかっても防げない・・・荷主からムリな発注条件を提示されたらドライバーさんは断れないのが現実だと思います。

荷主が事業者に過積載をさせた場合、荷主の責任も厳しく追及！！

過積載車両の運転の要求等の禁止（道路交通法）

荷主等は、運転者に対し過積載となることを知りながら、積載物を売り渡したり、引き渡したりした場合、その荷主が反復して過積載の要求をする恐れがあると認められるときは、警察署長から過積載の「再防止命令」が出され、再発防止命令に違反すると6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金が科せられます。

産廃業者さん！！他人事と思わないでください。

環境省は、平成25年3月29日付の行政処分の指針において、収集運搬業者が道路交通法に違反して廃棄物の過積載を行いたく確な業の遂行を期待し得ないと認められる者に対しては、欠格要件に該当し、許可の取り消し対象になることが明文化されています。

排出事業者（荷主）になる得る中間処理業者も罰則の対象になる可能性があります。

また、事故にはならなくても、車両自体の寿命を縮め、ランニングコストの増大を招き、経営負担増やエネルギーの無駄遣いにつながります。

過積載は道路に大きな損傷を与えます。政府が国土強靱化計画が策定されているものの、すぐにすべての道路をとというわけにはいきません。延命措置のためにも取り締まりが一層厳しくなっていると聞きます。

そもそも一般制限値を超える車両は**特殊車両通行許可**が必要です。

特車通行許可手続きについて簡素化されたと言われるものの、個別審査対象案件は申請から許可が下りるまでに**6ヶ月以上**を要することもあります。また、NEXCOからの許可も同様に**6ヶ月以上**とかなり混みあっているようです。

また許可期限は2年間ですが、更新許可申請をする際、**車両を入れ替えたり、経路を追加したり変更**したりすると**新規許可申請として申請**し直さなくてははいけません。

道路や橋のいたるところで老朽化が進み、最大積載量さえも積めない箇所もあります。



その検討等にも時間を要するため、車両の入替を予定されていたり経路の見直しを検討されている事業者様、お早めにご相談ください。

おかげさまで、牟田事務所で代行させていただいている事業者様の許可は、速いんです！最短は、申請から中2日で降りました。だって担当が池田早稀（サキ）ですから^^♪